

第6章 地域環境力を高めるための仕組みづくり

第1節 地域環境力を担う人財の育成

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
総合的な学習の時間で環境をテーマとした学習活動を行っている小・中学校の割合	64.4% (平成17年度)	59.3% (平成18年度)	59.2% (平成19年度)	65.0% (平成21年度)	総合的な学習の時間において「環境」をテーマとした学習活動を行っている小・中学校の割合です。
こどもエコクラブ会員数	524人 (平成17年度)	745人 (平成18年度)	1,458人 (平成19年度)	800人 (平成20年度)	自主的に環境学習や環境保全活動を行う子どもたちで構成する「こどもエコクラブ」の会員数です。
環境保全活動を行うNPO法人の数	67法人 (平成17年度)	76法人 (平成18年度)	79法人 (平成19年度)	90法人 (平成21年度)	本県の豊かな自然環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人数(県認証分)を示す指標です。

1 環境教育・学習の推進

都市・生活型公害や廃棄物問題、身近な自然の減少、更には地球温暖化などの環境問題に対する取組が成果をあげるためには、地域社会の合意形成が重要な鍵となっています。すなわち、こうした問題の解決には、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが必要となります。そのため、県及び市町村においては、普及啓発を図るための事業を展開しており、今後は、更に環境情報の提供及び市民活動に対する支援等を通じ、広く環境保全意識の普及啓発を図っていく必要があります。

また、環境教育・学習に関しては、地域、家庭、企業等様々な分野で環境に対する理解を深め、環境保全行動を促していく施策の推進が望まれており、環境基本法、環境基本条例及び平成18年3月策定の「環境教育・学習基本方針」に基づき、環境保全に関する教育や学習を振興することなどにより、住民の理解や環境保全活動を実施する意欲の増進を図ることとしています。

本県では、県庁各課等において環境教育・学習の推進のための様々な取組が行われており、県民の環境保全に向けた取組をサポートしています(資料編表96)。

第2節 環境と経済の好循環による地域づくり

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
環境管理システム導入組織数	130事業所 (平成17年度)	156事業所 (平成18年度)	167事業所 (平成19年度)	200事業所 (平成21年度)	環境管理システム（ISO14001、エコアクション21、KESなど）を導入し、事業活動から発生する環境負荷の低減に向けた取組を推進する事業所数です。
青森県リサイクル製品認定制度に基づく認定製品数【再掲】	9製品 (平成17年度)	126製品 (平成18年度)	129製品 (平成19年度)	50製品 (平成20年度)	「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」に基づき県が認定した製品数です。

1 グリーン・ツーリズムの推進

近年、緑豊かな農山漁村に滞在し、自然、文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムへの関心が高まっており、本県でも農家民宿などの利用者が年々増えています。

東北新幹線の全線開業を間近に控え、県では、安全・安心でおいしい農林水産物や郷土料理、伝統的な祭りなど魅力ある地域固有の資源を活用した本県ならではのグリーン・ツーリズムをさらに推進するために、地域ぐるみでグリーン・ツーリズムに取り組む「なごみの郷」の育成、農業・農村活動体験の指導を行うインストラクターの養成、県外の旅行会社・学校へのPR活動など、受入体制の整備や情報発信の強化に取り組んでいます。

第3節 環境産業の創出と振興

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
環境・エネルギー関連企業の立地件数(累計値)	1件 (平成17年度)	2件 (平成18年度)	2件 (平成19年度)	5件 (平成21年度)	県内に誘致した環境・エネルギー関連企業の立地件数です。

1 環境対応接合技術

RoHS指令（Restriction on Hazardous Substances：電気・電子機器における特定有害物質使用規制指令）により世界的に鉛の使用が規制されていますが、代替手段の無い高温はんだはその対象から除外されています。しかし、高温はんだは鉛を85%以上も含んでおり、近い将来その規制も予想されることから、早期に代替手段を模索する必要があります。そこで、環境対応型で高生産性が期待できるレーザ接合の適用について検討した結果、金属薄膜とリード線のレーザ接合技術の応用において、接合強度の改善に課

題は残ったものの、レーザ接合材の電気特性は従来品と同等であり実用上利用できることを確認しました。

2 バイオマスの利活用の推進

バイオマス利活用に向けては、県が平成16年3月に「あおり・バイオマス利活用総合戦略」を策定し、これに基づいて、市町村や民間団体の取組を支援してきました。

この結果、平成19年度までに、14市町村がバイオマスの具体的利活用計画となる「バイオマスタウン構想」等を策定し、ホタテ貝殻を利用した消雪剤やりんご剪定枝を利用した木炭の商品化、木質バイオマスを利用したペレットや廃食油の園芸施設用暖房燃料等への再利用など、各地域の特色を生かした取組が生まれてきています。

平成19年度には、地域における身近なバイオマスの利活用を一層加速させるため、「あおり型バイオマス・チャレンジ事業」を実施し、バイオマス利活用のための簡易な機械・施設の導入による低コストな実践システムづくりを支援しました。

また、従来、県内で木質チップ等のバイオマス資源を製造する業者も県内に販路がなく、また、利用者も少ないため、資源の多くが県外に流出していました。しかし、木質チップよりも利便性が高く、今後の需要が期待される木質ペレット工場が、県内に民間ベースで建設されたことから、これらをビジネスモデルとして県内全域に普及させるため、県内の市場可能性調査、プラントの事例調査等を行う「木質バイオマスビジネスモデル形成事業」を実施しています。

3 風力発電の拠点化の推進

良好な風況と広大な土地を有するむつ小川原開発地区に風力発電システムのテスト機関を誘致するため、平成19年度、国、関係機関、国内風車メーカー等へのヒアリングを行いました。

第4節 人財と情報のネットワークづくり

1 パートナーシップの形成

今日の環境問題を解決し、持続可能な循環型社会の実現を目指すためには、県民、市民活動団体、事業者、行政などの各主体が、地域の環境に関する正確な情報と基本的問題認識を共有し、解決のための取組に主体的に参画し、合意形成を図りつつ、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携しながら環境に配慮した活動や行動を実践していく広範かつ強力なパートナーシップの形成が必要です。

そこで、県では、第二次青森県環境計画において「環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成」を重点施策として位置付け、各主体間の連携の場や環境意識共有の機会づくりのほか、各主体によるパートナーシップ形成のための自主的な活動を行うセンター的機能の構築に向けた取組を進めています。

平成12年度には、「地球にやさしいパートナーシップの形成に向けた調査研究」に、県職員による検討グループとNPOとが協働して取り組み、報告書をまとめました。

平成13年度は、この成果等を踏まえ、「環境パートナーシップセンター検討委員会」において、県民・環境保全活動団体・事業者等が連携して環境保全活動に取り組むための拠点となる「青森県環境パートナーシップセンター」を県民が主体となって設立するための具体的方策が検討・提案されました。

平成14年度には、これまでの検討の経緯を踏まえて「青森県環境パートナーシップセンター」が設立され、平成15年1月に特定非営利活動法人として認証されました。

平成15年度、平成16年度及び平成17年度には、環境学習実践者人材育成研修講座の実施、環境教育実践者データベースの運営を行いました。

平成18年度には、環境教育情報の調査・収集、データベースの構築及び運営を行い、平成19年度は、引き続き環境教育情報の調査・収集、データベースの運営を行いました。